(別紙1)番号法第19条第8号別表2に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により 厚生労働大臣が行うことされた健康保 険に関する事務であって主務省令で定 めるもの	市長村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関 係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四 号に規定する事項(以下「住民票関係情報」とい う。)又は介護保険法による保険給付の支給、地 域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関す る情報(以下「介護保険給付等関係情報」とい う。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により 厚生労働大臣が行うこととされた船員保 険に関する事務であって主務省令で定 めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十 九年法律第三十号附則第三十九条の規 定によりなお従前の例によるものとされ た平成十九年法律第三十号第四条の規 定による改正前の船員保険法による保 険給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害 児入所給付費、高額障害児入所給付費 若しくは特定入所障害児食費等給付費 の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	市長村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
11	市長村長	児童福祉法による障害児通所給付費、 特例障害児通所給付費、高額障害児通 所給付費、障害児相談支援給付費若しく は特例障害児相談支援給付費の支給又 は障害福祉サービスの提供に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市長村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は 市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は 費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市長村長	元里価祉(本)による(陸古光)地が又接に関する(開報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定成でもの。
18	市長村長	予防接種法による給付の支給又は実費 の徴収に関する事務であって主務省令 で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの

(別糸	(別紙1)番号法第19条第8号別表2に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	
20	市長村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自 立支援給付関係情報であって主務省令で定める もの	
23	都道府県知事又は 市町村長	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律による入院措置又は費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるも の	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	
27	市長村長	地方税法その他の地方税に関する法律 及びこれらの法律に基づく条例による地 方税の賦課徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して 無利子又は低利で資金を融通する事業 の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主 務省令で定めるもの	
31	公営住宅法第二条 第十六号に規定す る事業主体である 都道府県知事又は 市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関 する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	
34	日本私立学校振 興·共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付 又は年金である給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	
35	厚生労働大臣又は 共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険 給付又は一時金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	
37	文部科学大臣又は 都道府県教育委員 会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	
38	都道府県教育委員 会又は市町村教育 委員会	学校保健安全法による医療に要する費 用についての援助に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	
39	国家公務員共済組 合	国家公務員共済組合法による短期給付 の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
40	国家公務員共済組 合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員 共済組合法の長期給付に関する施行法 による年金である給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	
42	市町村長又は国民 健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	
53	市長村長	知的障害者福祉法による障害福祉 サービス、障害者支援施設等への 入所等の措置又は費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定める もの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務 省令で定めるもの	

(別紙1)番号法第19条第8号別表2に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
54	住宅地区改良法 第二条第二項に 規定する施行者 である都道府県 知事又は市町村	住宅地区改良法による改良住宅の 管理若しくは家賃若しくは敷金の決 定若しくは変更又は収入超過者に 対する措置に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手 当の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しく は施設入所支援に関する情報であって主務
58	地方公務員共済 組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの
59	地方公務員共済 組合又は全国市 町村職員共済組 合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方 公務員等共済組合法の長期給付等 に関する施行法による年金である給 付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの
61	市長村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定める もの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの
62	市長村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの
66	厚生労働大臣又 は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の 支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの
70	市長村長	母子保健法による費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定める もの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの
74	市町村長(児童手 当法第十七条第 一項の表の下欄 に掲げる者を含	児童手当法による児童手当又は特 例給付の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの
77	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等 給付若しくは育児休業給付又は介 護休業給付金の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療 広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの
84	厚生労働大臣又 は都道府県知事	昭和六十年法律第三十四号附則第 八十七条第二項の規定により厚生 年金保険の実施者たる政府が支給 するものとされた年金である保険給 付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの

(別紙1)番号法第19条第8号別表2に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
85の2	特定優良賃貸住 宅の供る法律 に関する法律 に関条第二賃貸 規定す 建の建設及び で 理を行う都道府 県知事又は市町	特定優良賃貸住宅の供給の促進に 関する法律による賃貸住宅の管理 に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの
89	都道府県知事又 は広島市長若しく は長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定める もの
91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十 六条第三項の規定により厚生年金 保険の実施者たる政府が支給する ものとされた年金である給付の支給 に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの
92	平八年 八二年 大二二年 大二二年 大二二年 大二二年 大二二年 大二年 大	平成八年法律第八十二号による年 金である長期給付又は年金である 給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの
94	市長村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの
96	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災 者生活再建支援金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又 は保健所を設置 する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関する法律による費 用の負担又は療養費の支給に関す る事務であって主務省令で定めるも の	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団 体職員共済組合制度の統合を図る ための農林漁業団体職員共済組合 法等を廃止する等の法律附則第十 六条第三項の規定により厚生年金 保険の実施者たる政府が支給する ものとされた年金である給付の支給 に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの

(別紙1)番号法第19条第8号別表2に定める事務					
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	
102	農林漁業団体職 員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	
103	独立行政法人農 業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改行の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	
105	独立行政法人医 薬品医療機器総 合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は 感染救済給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定める もの	
106	独立行政法人日 本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法 による学資の貸与及び支給に関す る事務であって主務省令で定めるも の	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児 童手当関係情報であって主務省令で定める もの	
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別 障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	
108	都道府県知事又 は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
111	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民 年金の給付に係る時効の特例等に 関する法律による保険給付又は給 付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定める もの	
112	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民 年金の給付の支払の遅延に係る加 算金の支給に関する法律による保 険給付遅延特別加算金又は給付遅 延特別加算金の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市長村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	

(別糸	(別紙1)番号法第19条第8号別表2に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	
113	文部科学大臣、 都道府県知事又 は都道府県教育 委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	
116	市長村長	子ども・子育て支援法による子ども のための教育・保育給付若しくは子 育てのための施設等利用給付の支 給又は地域子ども・子育て支援事業 の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市長村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報 又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介 護保険給付等関係情報であって主務省令 で定めるもの	
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に 関する事務であって主務省令で定 めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報で あって主務省令で定めるもの	